

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期上関町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県熊毛郡上関町

3 地域再生計画の区域

山口県熊毛郡上関町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は、昭和35年の12,318人（住民基本台帳）をピークとして、令和6年1月1日時点で2,269人と減少まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和32年には総人口が956人となる見込みである。

本町の人口構造は、60歳代以上の割合が多く50歳代以下の割合が少ない、いわゆる「つぼ型」の形で、高齢化が非常に進んだ形となっている。年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口割合（0～14歳）は昭和55年に17.5%であったが、令和6年には5.8%となる一方、老年人口割合（65歳以上）は昭和55年の19.8%から令和6年には58.7%と増加の一途をたどっている。また、生産年齢人口割合（15～64歳）も減少傾向にあり、昭和55年の62.6%から令和6年には35.5%となっており、少子高齢化が非常に進んでいる状況である。生産年齢人口（15～64歳）では、男性より女性の割合が低く、75歳以上では男性より女性の割合が高くなっていることが特徴的である。

自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、出生数は平成7年の25人から、令和5年には4人に減少している。その一方で、死亡数は令和5年には87人となっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は83人（自然減）となっている。これらは高齢化に伴って死亡数が多いことと、少子化により出生数が少ないためと考えられる。

社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、年によって増減にばらつきがある

ものの、平成 21 年～平成 22 年を除くと転出者が転入者を上回る社会減となっている。転入・転出超過数について令和 3 年～令和 5 年の累計を見ると、男性では、20～24 歳と 35～39 歳がそれぞれ－10 人となっており、働き盛りの年齢層の転出が目立つ。また、女性では 85 歳以上が－10 人となっており、これは高齢に伴う施設入所等が要因と考えられる。男女ともに 40 代までの年齢層において全て転出超過となっていることから、子ども・若者が魅力を感じる施策を展開し、社会減を抑制していく必要がある。このため、転出抑制、転入促進に資する魅力あるまちづくりが求められている。

なお、出産が可能とされる年齢（15～49 歳）において、特に 25～29 歳の割合が低くなっており、少子化への影響が懸念されることから、人口減少の打開策として若者の移住・定住を一層促進する必要がある。

また、人口減少に伴って公共施設等を維持するための負担が大きくなってきており、今後は人口規模に見合った形で社会基盤の維持管理が課題となる。高齢者施策と若者や子育て世代をターゲットとした施策を同時に行っていくとともに、子育て・教育・就労・交通・福祉・社会インフラ等のあらゆる環境について持続可能な形を再構築する必要がある。

これらの課題に対応するため、結婚・出産・子育て環境づくりを行い、自然減を抑える。また、移住・定住促進を強化するとともに、産業の振興と雇用の創出や住みやすいまちを実感できるソフト事業の維持、拡大等を通じて社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 安心して暮らせるまちづくり
- ・基本目標 2 安全で快適なまちづくり
- ・基本目標 3 共に学び合うまちづくり
- ・基本目標 4 豊かで潤いのあるまちづくり
- ・基本目標 5 持続可能なまちづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	マッチング件数（年間）	0 件	12件	基本目標 1
	新婚住宅助成利用件数（年間）	0 件	10件	
	新婚者移住件数（年間）	0 件	12件	
	出生数（年間）	4 人	10人	
	子育てが地域の人に支えられていると感じている人の割合（年間）	73.1%	90.0%	
	総合相談件数（年間）	304件	440件	
	住民主体の生活支援サービス利用回数（年間）	116回	140回	
	認知症サポーター養成数（のべ）	521人	650人	
	避難行動要支援者に基づく個別避難計画の策定（年間）	0 件	20件	
	権利擁護に関する相談（年間）	4 件	4 件	
	医師の派遣数	5 人	4 人	
	特定健診受診率	30.9%	50.0%	
	人権学習講座の参加者数（年間）	200人	165人	
	各種審議会の助成委員の登用割合	14.4%	18.4%	
イ	町民一人あたりの公共施設の延床面積	18.9㎡	23.9㎡	基本目標 2
	町営バス利用客数（年間）	5,599人	5,600人	
	航路利用者数（年間）	34,093人	35,900人	
	公衆無線W i - F i の設置箇所（累計）	4 箇所	10箇所	
	地域避難訓練（年間）	2 回	6 回	
	汚水処理人口普及率	35.1%	40.0%	

	住民1人1日あたりのごみ排出量	796g	750g	
	ごみのリサイクル率	24.6%	28.0%	
ウ	学校運営協議会の開催数・上関小 中学校（年間）	6回	6回	基本目標3
	学校運営協議会の開催数・祝島小 学校（年間）	3回	3回	
	公民館講座受講者数（年間）	506人	540人	
	英会話教室受講者数（年間）	67人	70人	
エ	観光入込客数（年間）	328,660人	340,000人	基本目標4
	道の駅「上関海峡」でのイベント 回数（年間）	2回	4回	
	宿泊客数（年間）	765人	810人	
	観光PRグッズを使用した宣伝活 動件数（年間）	5回	7回	
	新たな特産品の開発（累計）	2品	4品	
	農業・漁業の新規就業者数（年）	0件	3件	
	町内での新規起業件数（累計）	3件	9件	
オ	ふるさと納税寄付額（年間）	3,068万円	5,000万円	基本目標5
	地域おこし協力隊受入隊員数（累 計）	2人	6人	
オ	上関町公式LINEともだち登録 者数（累計）	0人	1,500人	基本目標5
	ICT教室の開催日数（年）	3回	30回	
	移住相談件数（累計）	17件	80件	
	かみのせきファン（累計）	0人	10,000人	
	転入者数（年間）	45人	78人	
	新築戸建て住宅補助利用件数（年 間）	0件	10件	
	空き家バンクのマッチング件数（	5件	20件	

	年間)			
	新規移住世帯（累計）	33世帯	53世帯	
	広域連携事業の実施数（年間）	5事業	7事業	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

上関町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 安心して暮らせるまちづくり事業

イ 安全で快適なまちづくり事業

ウ 共に学び合うまちづくり事業

エ 豊かで潤いのあるまちづくり事業

オ 持続可能なまちづくり事業

② 事業の内容

ア 安心して暮らせるまちづくり事業

結婚活動や新婚者を応援し、子育て世帯の状況に応じた適切な子育て支援、子どもの成長段階に応じて健やかに育まれる環境の充実に取り組み、誰もが安心して生活でき、また、誰もが尊重される地域社会の実現を目指して、保健・医療体制の維持や地域支援の体制づくりに取り組む事業

【具体的な事業】

・ 婚活・新婚者支援

・ 保育サービスの充実と子育て世帯への経済的支援 等

イ 安全で快適なまちづくり事業

交通環境の改善や買い物・物流支援の充実による交通・買い物弱者対

策と、地域住民との協働・連携による防災・減災対策に取り組む事業

【具体的な事業】

- ・町営バスや離島航路の維持・確保
- ・防災・減災対策の推進と地域消防体制の維持 等

ウ 共に学び合うまちづくり事業

学校と家庭、地域が連携した学校教育の充実と、社会教育の推進による学びの場や、自らの学びを社会に還元できる機会の提供を行う事業

【具体的な事業】

- ・地域資源を生かした教育の推進
- ・学びの環境の確保とスポーツ活動の推進 等

エ 豊かで潤いのあるまちづくり事業

観光資源を生かしたPRと誘客による関係人口・交流人口の創出と、町の活気と潤いを保つための起業・創業・事業継承に関する支援を行う事業

【具体的な事業】

- ・住民との連携による観光振興と観光資源の情報発信
- ・農業・水産業振興と商業機能の維持 等

オ 持続可能なまちづくり事業

デジタル化・業務効率化、効果的な広域連携を推進することによる持続可能な財政運営と行政サービスの充実を図るとともに、空き家利活用や町の魅力の情報発信、様々な支援により移住・定住を促進する事業

【具体的な事業】

- ・DX推進およびデジタル・ディバイド解消
- ・情報発信の充実と関係人口・交流人口の拡大 等

※ なお、詳細は第3期上関町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

200,000千円（令和7年度～令和11年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度３月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和１２年３月３１日まで

６ 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和１２年３月３１日まで